

対象者のみなさん、風しん抗体検査・予防接種を受けましょう！

令和4年3月31日までの3年間に限り、 風しん抗体検査・予防接種を公費(無料)で受けられます

都市部を中心に風しんが流行したことを受けて、公的な接種を受ける機会がなく抗体保有率が低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性が新たに定期予防接種の対象者に追加されました。

【対象者】 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

- ①本年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対してクーポン券を送付します。
- ②昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性については、来年度以降の発行予定です。本年度内にご希望の方には、下記お問い合わせ窓口にてクーポン券を発行します。
(妊婦との接触機会が多い職種(職場)の方は、積極的に抗体検査を受けてください)



費用(本人負担) 無料

対象者の方は、お届けしたクーポン券を利用して、まず抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期予防接種の対象となります。

医療機関や職場健診、特定健診の機会を利用して、積極的に抗体検査・予防接種を受けに行かれるようお願いします。

風しんとは？

感染者の飛沫(唾液のしぶき)などによってうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出る)になる可能性があります。



四万十町内実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	抗体検査	予防接種
石川ヘルスクリニック	榊山町 7-23	22-0002	○	○
大西病院	古市町 6-12	22-1191	○	○
くぼかわ病院	見付 902-1	22-1111	○	○
四万十町国民健康保険大正診療所	大正 459-1	27-0210	○	○
高橋内科・呼吸器科・消化器科	東大奈路 487-5	22-1414	○	×
武田医院	本町 4-8	22-0031	○	○
田辺医院	仁井田 770-2	22-8622	○	○
土居診療所	本堂 401-8	24-1234	○	○
ファミリークリニック四万十	北琴平町 2-37	22-1295	○	○

※診療日や診療時間は医療機関によって異なりますので、事前に確認のうえ予約をお願いします。

※町外でも抗体検査と予防接種を受けることができます。検査・接種可能な医療機関は厚生労働省のホームページでご確認いただくか、希望する医療機関へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
健康福祉課 ☎22-3115
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

がん検診・特定健診・後期高齢者健診のお知らせ

下記の日程でがん検診、特定健診、後期高齢者健診を実施します。受診を希望される方は電話または申し込みハガキで役場までご連絡ください。実施日が近づきましたら、受診票などを個別に送付します。

月日	事業名	場所	時間(受付時間)	
8月	8日(木)	結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	立西町民会館 ※結核・肺がんは巡回あり	8:00～9:30
		結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	十和隣保館 ※結核・肺がんは巡回あり	8:30～9:30
	22日(木)	結核・肺がん検診 特定健診・後期高齢者健診	昭和地区基幹集落センター ※結核・肺がんは巡回あり	13:30～14:30
		結核・肺がん・胃がん・大腸がん検診 特定健診・後期高齢者健診	十和地域振興局 ※結核・肺がんは巡回あり	8:30～9:30
	23日(金)	結核・肺がん検診 特定健診・後期高齢者健診	井崎集会所 ※結核・肺がんは巡回あり	13:30～14:00

※結核・肺がん検診は検診バスで各地へ巡回しています。巡回場所については、区長回覧および受診票などの個別通知にてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 ☎22-3115

社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

本年も7月1日から31日までの1か月間、法務省主唱のもとに第69回“社会を明るくする運動”が全国一斉に展開されます。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動で、右の目標をもとに活動を推進します。

行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ① 出所者などの事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- ② 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③ 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④ 犯罪をした高齢者・障害者などが、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
- ⑤ 非行少年などが学びを継続できる環境を作ること。

に関係行政機関・民間団体関係者などとの連携をもとに取り組みすることを重点事項とする。

町においては、街頭宣伝活動・広報啓発・子ども会親善ソフトボール大会・児童生徒対象の作文募集などを実施しますのでご支援ください。

【お問い合わせ先】 健康福祉課 22-3115